

事業報告書

第 72 期 (令和 7 年 4 月 1 日 から
令和 8 年 3 月 31 日 まで)

佐賀県信用保証協会

目 次

1. 業務報告書	1	頁
2. 収支計算書	55	頁
3. 貸借対照表	56	頁
4. 財産目録	57	頁

1 業務報告書 ⎓ 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

(1) 事業概況

ア 事業方針

令和7年度の経営計画では、

- ・ 保証部門においては、経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援として、引き続き、資金繰り安定のための借換え資金や返済緩和の条件変更申出に柔軟に対応していく。また、デジタル技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、商品・サービスの高付加価値化、スタートアップの育成など、中小企業の新たなチャレンジについても積極的に対応していく。
- ・ 経営支援部門においては、経営支援サポーターによる企業訪問などの伴走支援や専門家派遣事業、405 事業による経営改善計画の策定支援を推進していくとともに経営改善計画策定完了先には、よろず支援拠点などと連携しながら計画達成に向けた支援を強化する。また、長期返済緩和先には、中小企業活性化協議会などと連携した事業再生支援や再チャレンジ支援を推進していく。さらに、後継者などの情報を把握したうえで、事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携して事業承継の後押しとなる保証制度の推進を行っていく。
- ・ 回収部門においては、代位弁済時の初動の徹底により、回収方針を策定し、顧客の実態把握による回収の可能性を見極め、回収の最大化を図るとともに、管理事務停止などによる事務の効率化を図る。また、事業継続先には中小企業活性化協議会などの協力を得て再生支援の目線で対応し、債務整理申立先には、再チャレンジ支援として経営者保証ガイドラインによる経営者保証解除に柔軟に対応する。

これらのことを業務運営方針として、次のとおり事業計画を策定した。

保証業務	保証承諾額	300億円
	期末保証債務残高	1,251億円
管理業務	代位弁済額	18億円
	求償権実際回収額	4億円
基本財産	基本財産造成額	1億8,900万円

イ 経済金融情勢

令和7年度の国内経済は、「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和8年1月23日閣議決定）」によると、「我が国経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」からその先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。」また、「令和7年度の我が国経済は、今後も緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質GDP）成長は1.1%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は4.2%程度、消費者物価指数（総合）は2.6%程度の上昇率になると見込まれる。」とされていた。

また、佐賀財務事務所の「佐賀県内経済情勢報告」によると「県内経済は緩やかに回復しつつある」とされていた。

ウ 業績

このような県内経済状況の中、当協会においては、「事業方針」に基づいて積極的に取り組んだ結果、令和7年度の業績は次のとおりとなった。

(7) 保証承諾

生産性向上を後押しする目的で令和7年度に創設された県制度の設備投資支援資金及び金融機関との提携保証の利用が多く見られ、2つの制度で保証承諾の46.9%を占めた。また、市町制度の利用も堅調であったことから、金額で前年度に届かなかったものの計画は上回る結果となった。

保証承諾額の構成割合は、制度別では協会制度38.8%、県制度40.4%、市町制度20.8%となっており、業種別では建設業22.5%、サービス業19.4%、製造業14.1%の順となっている。

	件 数		金 額	前年度比	
		前年度比			計画比
保証承諾	3,270件	107.1%	322億1,675万円	87.2%	107.4%

(4) 保証債務残高

伴走支援型特別保証を含むコロナ関連保証の約定返済が進む中、金融機関との提携保証や設備投資支援資金の積極的な利用が見られたことから、保証債務残高は計画を上回る結果となった。

保証債務残高の構成割合は、制度別では協会制度20.9%、県制度69.8%、市町制度9.3%となっており、なかでもコロナ関連保証は52.4%と依然として高くなっている。また、業種別ではサービス業20.7%、建設業19.8%、小売業14.4%の順となっている。

	件 数		金 額	前年度比	
		前年度比			計画比
保証債務残高	14,322件	104.3%	1,333億6,036万円	97.0%	106.6%
保証債務平均残高	13,986件	104.4%	1,341億7,507万円	95.7%	102.6%

(7) 代位弁済

依然として物価高や人件費の高騰、人手不足などが続く中、業績回復が進まない小規模零細事業者で事業継続を断念する先が多かったことから、件数で前年度を大きく上回り、金額は前年度・計画ともに上回る結果となった。

代位弁済の構成割合は、業種別では建設業26.8%、サービス業18.5%、製造業17.1%の順となっている。

	件 数		金 額	前年度比	
		前年度比			計画比
代位弁済	210件	132.9%	19億4,736万円	104.2%	108.2%

(イ) 回収

回収環境が厳しくなっている中、定期回収や不動産処分回収は計画を上回ったものの、連帯保証人等からの回収や破産配当などが計画を大きく下回ったことから、前年度、計画ともに下回る結果となった。

	求償権実際回収額	前年度比	計画比
元 損 計	3 億 4,179 万円	76.7%	85.4%

(ロ) 収支差額

以上のような業績の結果、収支差額は 3 億 2,263 万円の黒字となり、収支差額変動準備金に 1 億 6,131 万円、基金準備金に 1 億 6,131 万円をそれぞれ繰り入れた。

(ハ) 基本財産

基本財産の増強については、自己造成によることとしており、出捐金、金融機関等負担金の基金への受入れはなかった。

基金準備金は、収支差額から 1 億 6,131 万円を繰り入れたため 88 億 9,761 万円となり、基本財産の額は 132 億 4,092 万円となった。

エ 事業展望

「令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）」によると「令和 8 年度は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。令和 8 年度の実質 GDP 成長率は 1.3%程度、名目 GDP 成長率は 3.4%程度、消費者物価（総合）は 1.9%程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。」とされている。

また、「佐賀県内経済情勢報告（令和 8 年 4 月）」によると、県内経済の先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

このような状況及び第 7 次中期事業計画の 3 年目であることを踏まえ、次のとおり令和 8 年度の業務運営方針及び事業計画を策定した。

(1) 業務運営方針

- 保証部門においては、厳しい経営環境にある中小企業を保証制度により金融面から支援するという信用保証協会の機能を、これまで以上に積極的に果たすことを目指す。

環境の変化を踏まえた資金繰り支援として、各種保証制度の提案を行うとともに、返済緩和の条件変更にも柔軟に対応し、金融機関、商工団体等と情報共有を図り、連携を強化していく。また、デジタル技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、サービスの高付加価値化、スタートアップの育成など中小企業の新たなチャレンジについても積極的に対応していく。

- ・ 経営支援部門においては、経営支援サポーターによる伴走支援や専門家派遣事業、405 事業による経営改善計画の策定支援を推進していくとともに、経営改善計画策定完了先には、佐賀県よろず支援拠点や佐賀県産業イノベーションセンターなどと連携しながら計画達成に向けた支援を強化する。また、延滞先には経営改善の提案を強化するとともに、長期返済緩和先には金融機関や中小企業活性化協議会と連携した事業再生や再チャレンジ支援を推進していく。

後継者などの情報を把握したうえで、事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携して事業承継の後押しとなる保証制度の推進を行っていく。

- ・ 回収部門においては、代位弁済時の初動の徹底により、回収方針を策定し、顧客の実態把握による回収の可能性を見極め、回収の最大化を図るとともに、管理事務停止や求償権整理の推進に努め事務の効率化を図る。また、事業継続先には中小企業活性化協議会などの協力を得て再生支援の目線に対応し、債務整理申立先には、再チャレンジ支援として経営者保証ガイドラインによる経営者保証解除に柔軟に対応する。

(4) 事業計画

保証業務	保証承諾額	310 億円
	期末保証債務残高	1,300 億円
管理業務	代位弁済額	20 億円
	求償権実際回収額	4 億円
基本財産	基本財産造成額	1 億 500 万円

(2) 庶 務

月 日	記 事
7年4月7日	吉田直史監事 退任
7年4月8日	早田高規監事 就任
7年5月9日	古川裕紀理事 辞任
7年5月10日	藤木卓一郎理事 就任
7年5月14日	定例監査会 令和6年度決算等について監査
7年5月27日	第287回理事会開催 第1号議案 令和6年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録承認の件
7年5月27日	資産総額変更登記 資産総額 15,998,608,429円（令和7年3月31日現在）
7年6月12日	第92回外部評価委員会開催 報告事項1 令和6年度経営計画自己評価の件
7年7月4日	第93回外部評価委員会開催 報告事項1 令和6年度経営計画の自己評価に対する外部評価委員会の意見取り纏めの件
7年7月17日	第94回外部評価委員会開催 報告事項1 令和6年度経営計画の自己評価に対する外部評価委員会の意見報告の件
7年8月18日	業務方法書の一部変更認可 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う変更
7年8月31日	宮崎珠樹理事 辞任
7年9月1日	落合裕二理事 就任
7年9月1日	第288回理事会開催 第1号議案 役員選任の件
7年11月17日	古園裕久理事 辞任
7年11月18日	堤 和幸理事 就任
7年12月5日	業務方法書の一部変更認可 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う変更
8年1月30日	第95回外部評価委員会開催 報告事項1 令和7年度業務実績の件 報告事項2 令和7年度経営計画重点課題の検証の件
8年3月25日	第289回理事会開催 第1号議案 令和8年度経営計画案承認の件 第2号議案 令和8年度コンプライアンス・プログラム案承認の件 第3号議案 役員報酬等規程改正案、及び役員報酬等改定案承認の件
8年3月26日	第96回外部評価委員会開催 報告事項1 令和7年度業務実績見込報告の件 報告事項2 令和7年度経営計画の実績報告の件 報告事項3 令和8年度経営計画報告の件 報告事項4 令和8年度コンプライアンス・プログラム報告の件

(3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
18 (15)	3 (2)	38	59 (17)

(注) 当期末における役職員について記載しています。

なお、非常勤の役職員数を()内に内数で記載しています。

ロ 役 員

役職名	氏 名	現職就任年月日	備 考
会 長	落 合 裕 二	令 7. 9. 1	常勤
専務理事	寺 島 克 敏	令 5. 9. 1 (令 2. 4. 9)	常勤
常務理事	小 林 満 喜	令 5. 9. 1	常勤
理 事	井 手 宣 拓	令 5. 9. 1	非常勤 佐賀県産業労働部長
”	藤 木 卓 一 郎	令 7. 5. 10	” ” 議会議員
”	坂 井 英 隆	令 4. 1. 15	” ” 佐賀市長 (佐賀県市長会から選出)
”	武 廣 勇 平	平31. 2. 22	” ” 上峰町長 (佐賀県町村会から選出)
”	坂 井 秀 明	平30. 4. 2	” 佐賀銀行代表取締役頭取
”	二 宮 洋 二	平26. 7. 23	” 佐賀共栄銀行取締役頭取
”	坂 田 慎 一 郎	令 5. 9. 1	” 佐賀信用金庫理事長 (佐賀県信用金庫協会から選出)
”	芹 田 泉	令 5. 6. 28	” 佐賀東信用組合理事長 (佐賀県信用組合協会から選出)
”	胡 子 文 武	令 6. 5. 15	” 商工組合中央金庫佐賀支店長
”	福 岡 桂	令 5. 5. 23	” 佐賀県中小企業団体中央会会長
”	堤 和 幸	令 7. 11. 18	” 佐賀県商工会議所連合会専務理事 (佐賀商工会議所専務理事)
”	峰 英 太 郎	平30. 6. 27	” 佐賀県商工会連合会会長 (江北町商工会会長)
”	音 成 亜 美	令 5. 9. 1	” 有限会社旅館あけぼのの代表取締役
”	古 賀 忠 輔	令 5. 9. 1	” 聖徳ゼロテック株式会社代表取締役
”	田 島 み ゆ き	令 5. 9. 1	” 田島株式会社専務取締役
監 事	早 田 高 規	令 7. 4. 8	常勤
”	小 野 紗 矢 香	令 3. 8. 28	非常勤 弁護士
”	松 本 さ ぎ り	平30. 4. 1	” 公認会計士

(注) 当期末における役員について記載しています。

なお、現職就任年月日欄には現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記しています。

(4) 事 務 所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
佐賀県信用保証協会	昭29. 7. 1	佐賀市白山二丁目1番12号	建物一部区分所有
佐賀県信用保証協会 唐津連絡所	昭35. 5. 18	唐津市大名小路1番54号	借用

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位 千円)

区分	期別	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金		4,343,315	0	0	4,343,315
基金準備金		8,736,296	161,314 (0)	0	8,897,609
計		13,079,611	161,314	0	13,240,924

(注) 基金準備金の当期中増加額欄の () には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で表したものの。

ロ 出えん金 (累計)

(単位 千円)

出えん者別	期別	前期末	当期中増加額	当期末
地方公共団体				
都道府県		4,001,021	0	4,001,021
市町村		500,004	0	500,004
計		4,501,025	0	4,501,025
金融機関				
都市銀行		1,720	0	1,720
地方銀行		9,040	0	9,040
第二地方銀行協会加盟行		5,770	0	5,770
信託銀行		0	0	0
長期信用銀行		0	0	0
信用金庫		1,250	0	1,250
信用協同組合		950	0	950
農業協同組合		60	0	60
商工組合中央金庫		1,300	0	1,300
日本政策金融公庫		5	0	5
農林中央金庫		0	0	0
生命保険会社		0	0	0
損害保険会社		0	0	0
計		20,095	0	20,095
その他				
業者・業者団体		1,970	0	1,970
合計		4,523,090	0	4,523,090

(注) 信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄は、それぞれの連合会を含む。

※上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額1,301,000千円を含む。

ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位 千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		19,040	0	19,040
地 方 銀 行		520,060	0	520,060
第二地方銀行協会加盟行		201,090	0	201,090
信 託 銀 行		200	0	200
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		214,640	0	214,640
信 用 協 同 組 合		93,700	0	93,700
農 業 協 同 組 合		60	0	60
商 工 組 合 中 央 金 庫		50,790	0	50,790
日 本 政 策 金 融 公 庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		0	0	0
生 命 保 険 会 社		300	0	300
損 害 保 険 会 社		300	0	300
計		1,100,180	0	1,100,180
そ の 他				
業 者 ・ 業 者 団 体		21,045	0	21,045
合 計		1,121,225	0	1,121,225

（注）①業者・業者団体の中には公益財団法人日本共同証券財団からの助成金拠出

（7,545千円）が含まれている。

②信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄には、それぞれの連合会を含む。

(6) 業務内容

イ 保証の種類

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料			
中小企業特定社債保証	<p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する中小企業者 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること</p> <p>(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する中小企業者 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること</p> <p>(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する中小企業者 ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること (注1) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。 (注2) 各指標の計算は円単位で行い、計算結果は各指標の単位未満切捨てとする。</p>	事業資金	450,000 ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度	7年以内	1.90%~0.45% ※社債総額に対する保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 保証金額200,000千円超のみ徴求 共同保証人以外不要	—	—	—	—	割合保証 80%
無担保保証	<p>県内に住居または事業所を有する個人及び県内に本店または事業所を有する法人で、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであるもの。</p>	運 設 転 備	80,000	10年以内	1.90%~0.45%	有 (1)	担保 保証人 不要 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	—

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 徴の求	備考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料			
根保証	同上	運転	280,000 組合 480,000	1年以内	手形割引 及び 電子記録 債権割引 1.62%~0.39% 手形貸付 1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-
追認保証	県内に事業所を有し、原則として引続き1年以上 同一事業を営む中小企業で個人及び法人で 次に掲げるものを除く。 (1)金融機関からの借入につき現に延滞のあるもの 及び過去の実績が著しく不良のもの (2)協会の代位弁済による求償債務を負担している もの及びその連帯保証人であるもの (3)手形交換所において現に取引停止処分又は 不渡報告処分を受けているもの (4)本制度に基づく保証を含めて保証債務残高が 3,000万円を超えるもの	運設 転備	5,000	5年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担保 保証人 原則として不要 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-
特別小口保証	従業員20名(商業、サービス業は5名)以内で次の 要件を備えるものに限る。 (1)県内で1年以上同一の業種に属する事業を 行っているもの (2)源泉徴収による所得税以外の所得税、若しくは 市町村民税の所得割を完納しているもの (3)本制度以外の保証を受けていないもの	運設 転備	20,000	運転 5年以内 設備 10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%	有 (1)	担保 保証人 不要 不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
風俗営業飲食業保証	(1)資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって飲食業を行うもの (2)風営法第2条第1項第1号から第3号並びに第5号及び第6号に係る同法第3条第1項の風俗営業の許可を有するもの (3)3年以内に風営法に基づく「指示」、「営業の停止」及び「営業の廃止」等の行政処分を受けたことがないもの (4)食品衛生法第52条の許可を有するもの (5)風俗営業飲食業に係る事業税等の税額を完納しているもの (6)国民生活金融公庫の融資に係る県知事の推薦等があるもの。ただし、申込資金使途が運転資金である場合、及び申込人が特例風俗営業飲食業を営む場合については、厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって同組合の資金証明書の交付を受けているもの (7)風俗営業飲食業に係る事業実績が佐賀県内において引き続き1年以上あるもの (8)青色申告等の実績により事業実態が確認できるもの (9)社会的批判を受ける営業形態・実態でないもの (10)大衆一般が日常的に容易に利用できる営業形態・実態であるもの	運設 転備	20,000	7年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担保 保証人 原則として徴求 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-
開業資金融資保証	(1)県内で同一事業所に5年以上勤務したもので25才以上のもの (2)客観的に事業に着手していることが認められるものであること	運設 転備	5,000 必要額の2/3以内	5年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-
経営安定関連保証	県内の中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定を受け、経営の安定に資金を要するもの。	事業経営 に必要な 運転資金 及び設備 資金	280,000 保険法第2条第5項第6号 (破綻金融機関等)関係 380,000 組合 480,000 ただし、無担保無保証人の場 合は 20,000	10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%	有 (1)	担保 保証人 必要に応じて徴求 ただし、無担保無保証人 の場合は不要 原則として法人代表者 以外不要	-	有	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
										保証料	保険料	
公害防止保証	県内に主たる事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、公害防止施設の設置、公害防止のためにする工場等の移転等公害防止に係る資金を必要とするもの。	設備	50,000 組合 100,000	10年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-
エネルギー対策保証	県内に事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、省令で定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」又は「非化石エネルギーを使用する施設」の各号に該当するものについて行うもの。	設備	200,000 組合 400,000	7年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-
長期経営資金保証	県内に主たる事業所を有し、3年以上継続し同一場所において営んでいる個人又は会社で、かつ次の各号のいずれかに該当するもの。 (1)業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの (2)業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの (3)前各号に準ずるもので、債務超過でなく、今期利益計上見込があり、償還能力があると認められるもの	運 設 転 備	20,000 ~200,000 100万円単位	3年以上 15年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 徴の求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
当座貸越根保証	<p>同一事業の業歴が3年以上で2期以上の確定申告及び決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある個人及び法人で、次のいずれかの要件を具備するもの。</p> <p><個人事業者の場合></p> <p>(1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの</p> <p>(2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング(信用格付)がCRD基準と同等以上であるもの</p> <p>(3)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有するもの</p> <p>(4)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があるもの</p> <p><法人の場合></p> <p>(1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの</p> <p>(2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング(信用格付)がCRD基準と同等以上であるもの</p>	事業資金	1,000 ~280,000	1年間 もしくは 2年間	1.62%~0.39% ※借入極度額(借入金額)に対する保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 原則として保証金額50,000千円超のみ徴求 原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	-
事業者カードローン 当座貸越根保証	<p>同一事業の業歴が3年以上で2期以上の確定申告及び決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある個人及び法人で、次のいずれかの要件を具備するもの。</p> <p><個人事業者の場合></p> <p>(1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの</p> <p>(2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング(信用格付)がCRD基準と同等以上であるもの</p> <p>(3)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有するもの</p> <p><法人の場合></p> <p>(1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上であるもの</p> <p>(2)信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関のスコアリング(信用格付)がCRD基準と同等以上であるもの</p>	事業資金	1,000 ~20,000	1年間 もしくは 2年間	1.62%~0.39% ※借入極度額(借入金額)に対する保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人 原則として不要 原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金 使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
										保証料	保険料	
新事業開拓保証	協会が定める「新事業実施認定要領」に基づいて信用保証協会が認定した事業を行うもの。	運 転 設 備	200,000 組合 400,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	—
海外投資関係保証	県内に主たる事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、海外直接投資をするもの。	海外直接 投資の事 業に要す る資金	200,000 組合 400,000	15年以内	1.10%	有 (1)、(2)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	—
労働力確保関連保証	県内に主たる事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかなもので、雇用改善計画について県知事の認定を受けた組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの。	改善事業 を実施す るために 必要な資 金	280,000 組合 480,000	10年以内	0.80%	有 (1)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	—
中小小売商業関連保証	経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画（商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電気計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画に限る。）に基づく高度化事業を実施するもの及び経済産業大臣等の認定を受けた連鎖化事業計画に係わる連鎖化事業に加盟するものであって、当該計画に基づく高度化事業と密接に関連する事業を実施するもの。	高度化事 業の実施に 必要な資金 及び連鎖 化事業と密 接に関連す る事業の実 施に必要な 資金	280,000 組合 480,000	10年以内	0.80%	有 (1)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	—
商店街整備等支援関連保証	中小小売商業振興法に基づく商店街整備等支援計画について経済産業大臣の認定を受けた公益法人であって、当該認定計画に基づく高度化事業を実施するもの。ただし、その出資金額又は拠出された金額の2分の1以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。	高度化事 業の実施に 必要な資金	280,000	10年以内	1.15%	有 (1)、(2)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	—

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴の求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
創業関連保証	<p>(1) 産業競争力強化法(以下「法」という。)第2条第31項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。</p> <p>① 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第31項第1号)</p> <p>② 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第31項第3号)</p> <p>③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの(法第2条第31項第5号)</p> <p>(2) 法第2条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第2号)</p> <p>② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第4号)</p> <p>③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第6号)</p> <p>(3) 上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)。</p>	運 設 転 備	一般無担保保険80,000以内 (1)35,000 (2)創業者の創業関連資金については、創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、35,000	10年以内	0.95%	有 (1)	担保 保証人 不要 原則として法人代表者 以外不要	—	有	—	—	—

制 度 名	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者。 (ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。)	事業資金	200,000	1年 ただし、個別保証は1年以内	0.68% ※借入極度額(借入金額)に対する保証料率	有 (1)	担 保 申込人の有する流動資産のみ徴求 ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみ徴求(金融機関と協会の準共有とする。ただし、電子記録債権を担保とするときは、この限りでない) 保証人 不要	—	—	—	—	割合保証 80%
事 業 再 生 保 証	次の各号のいずれにも該当する中小企業者 (1) 次の①又は②のいずれかに該当する者。 ① 再生事件又は更生事件に係属している者 ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。) (2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者。 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する者。 ① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ② 償還が見込まれること	①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増強、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦金銭債権の弁済のための費用	200,000	10年以内	2.20%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	有	—	—	100%保証

制度名	対象	資金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの ②独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの	①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増強、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦少額の債権の弁済のための費用	280,000 組合 480,000	3年以内	1.76% ただし、特別小口保険の対象の場合は 0.95%	有 (1)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	割合保証 80% 特別小口保険の対象の場合は100%保証
下請振興関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	中小企業者が主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行うのに必要な資金	280,000 組合等 400,000 無担保無保証人保証 20,000 流動資産担保保証 200,000 中小企業者が組合等 680,000	原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	普通保証及び無担保保証 1.90%~0.45% 無担保無保証人保証 小口零細 2.20%~ 0.50%、特別 小口0.95% 流動資産担保保証 0.56%	有 (1)、(2)	物的担保 8,000万円超は原則として徴求 ただし、流動資産担保保証を利用する場合は、金額にかかわらず、申込人が主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する親事業者(法第2条第2項に規定する親事業者をいい、当該振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者(法第2条第4項に規定する下請事業者をいう)であって当該振興事業計画に従って振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び振興事業計画について主務大臣の承認を受けた事業協同組合その他の団体の構成員である下請事業者であって当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む)に対して有する売掛債権のみ徴求(金融機関と信用保証協会の準共有とする。ただし、電子記録債権を担保とするときは、この限りでない) 保証人 原則として法人代表者以外不要(流動資産担保保証を利用する場合は、不要)	—	—	—	—	普通保証及び無担保保証は、責任共有制度の方式 無担保無保証人保証は、責任共有制度の対象除外 流動資産担保保証は、割合保証 80%

制度名	対象	資金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他
借 換 保 証	<p>緊急保証を経営安定関連保証による借換え。 ①保証申込時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書を有すること</p>	<p>緊急保証に係る既往借入金の返済資金及び事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金</p>	<p>280,000 組合 480,000 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合 380,000 組合 480,000</p>	原則として10年以内	<p>責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%</p>	有 (1)	原則として、本制度の利用により返済する緊急保証に係る既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならないもの 返済資金以外の事業資金を含めて保証を行う場合にあっては、通常の借入れに対する保証と同様	—	有	—	—	—
	<p>一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)又は中小企業金融安定化特別保証(特別保証)を経営安定関連保証による借換え。 ①保証申込時点において一般保証、経営安定関連保証(緊急保証を除く)又は特別保証に係る既往の借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書を有すること</p>	<p>保証付き既往借入金の返済資金及び事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金</p>	<p>280,000 組合 480,000 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合 380,000 組合 480,000</p>	原則として10年以内	<p>責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%</p>	有 (1)	原則として、本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならないもの 返済資金以外の事業資金を含めて保証を行う場合にあっては、通常の借入れに対する保証と同様	—	有	—	—	—
	上記以外については利用する各制度の要綱の定めるところによる。											
	<p>条件変更改善型借換保証による借換え。 ①保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと</p>	<p>保証付き既往借入金の返済資金及び事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金</p>	<p>280,000 組合 480,000</p>	15年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	原則として、本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならないもの 返済資金以外の事業資金を含めて保証を行う場合にあっては、通常の借入れに対する保証と同様	—	—	—	—	—

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考					
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他	
特定信用状関連保証	<p>外国法人(新たに設立されるものを含む。)と経営を実質的に支配していると認められる次のいずれかの関係にある中小企業者。</p> <p>①外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの(以下「株式等」という。)の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を事業者が所有する関係</p> <p>②次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者(以下「役員等」という。)の総数の2分の1以上を事業者の役員又は職員が占める関係</p> <p>イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が所有していること。</p> <p>ロ 当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p> <p>③外国法人の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社(事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。) (以下「子会社等」という。)又は子会社等及び当該事業者が所有する関係</p> <p>④次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係</p> <p>イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が所有していること。</p> <p>ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p>	<p>特定信用状発行契約に基づく債務(外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金)</p>	200,000	1年以内	1.90%~0.45% ※償還債務額に対する保証料率	有 (1)、(2)	担保 保証人	必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	割合保証 80%

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料			
がんばる企業支援資金証 5000保証	県内に主たる事業所を有し、県内で1年以上引続き同一事業を営んでいるもので、別に定める要件を満たすもの。	運転	50,000	10年以内	1.90%~0.45%	有 (1)	担保不要 保証人原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	-
ダッシュ短期保証	県内に主たる事業所を有し、県内で1年以上引続き同一事業を営んでいるもので、別に定める要件を満たすもの。	運転	20,000	1年以内	1.90%~0.45%	有 (1)	担保不要 保証人原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	-
小口零細企業保証	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者。 (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(2)に掲げるものを除く。 (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)から(5)に掲げるものを除く。)	事業資金	20,000 <既存残高との合計で20,000の範囲内となる新規の保証に限る>	運転 5年以内 設備 10年以内	2.20%~0.50%	有 (1)、(2)	担保原則として不要 保証人原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	100%保証
一括支払契約保証	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の11第1項に基づく特定支払債務のうち、対象金融機関が申込人に対する売掛金債権等を有する事業者(以下「納入企業」という。)から当該売掛金債権等の譲受けその他の行為に基づいて、当該売掛金債権等の支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払うことにより負担することとなる中小企業者の支払債務。	支払債務	1,000,000	1年以内 (ただし、更新は妨げない)	2.20%~0.50% ※保証割合を乗ずる	有 (2)	担保必要に応じて徴求 保証人個人保証人は不要	-	-	-	-	割合保証 70%以下

制度名	対象	資金 使 途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
										保証料	保険料	
予約保証	次に定める事由のいずれにも該当しない中小企業者。 (1)同一事業の業歴が3年以上ない (2)申込金融機関との与信取引が1年以上ない (3)中小企業信用保険法施行規則第20条に定める中小企業者(個人たる中小企業者を除く。)に係る保険関係の成立後3年間における保険事故の発生率が20.7249%以上である (4)中小企業信用保険法施行規則第20条に定める個人たる中小企業者に係る保険関係の成立後1年間における保険事故の発生率が4.6883%超である (5)中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する	事業資金 ただし、 旧債決済 資金は対 象外	20,000 ただし、小口零細企業保証を利用する場合は 5,000	5年以内 (ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、 運転5年以内 設備10年以内)	1.90%~0.60% ※借入金額に対する保証料率 小口零細企業保証を利用する場合は 2.20%~0.70% ※保証委託額に対する保証料率 ただし、予約時の信用力に対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。	有 (1)、(2)	担保保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	—
東日本大震災復興緊急保証	(1)特定被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令(以下「経産政令」という。)第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者 (2)平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者 (3)特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定によりその住所地を管轄する市区町村長等の証明を受けたもの (4)(1)ないし(3)に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体	経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含む) ただし、福島県外の市町村長等から経産政令第2条第1項の規定により証明を受けたものについては、本制度の保証に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金又は(株)東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構が買取りをした債権に限る	280,000 組合 480,000 無担保無保証人保証 20,000 経営安定関連保証、危機関連保証及び災害関係保証と 合算した場合 560,000 組合 960,000 無担保無保証人保証 40,000	10年以内	0.80%	有 (1)	担保保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要	—	有	—	—	100% 保証

制 度 名	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 求 求 保 証 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保 険 料	その他
経 営 力 強 化 保 証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	一般関係 事業資金 経営安定 関連保証 (5号) 経営の安 定に必要な 事業資金(既 往の新型コ ロナウイ ルス感染 症関連保 証に係る 借入金を 借り換え る場合に 限る) ただし、 上記のい ずれにつ いても事 業計画の 実施に必 要な資金 に限る	280,000 組合 480,000	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 ただし、本制度 によって保証付 きの既往借入 金を借り換える 場合は10年以 内	一般関係 1.75%~0.45% ※借入金額 に対する保 証料率 経営安定関 連保証(5号) 0.80% ※借入金額 に対する保 証料率 ただし、申込 時の信用力 に対応した保 証料率が最も 低い保証料 率の場合及 び中小企業 信用保険法 施行規則(昭 和37年通商 産業省令第 14号)第21条 各号に定める 事由に該当 する場合は、 一区分低い 料率の適用 は行わない。	一般 関係 有 (1)、(2) 経営 安定 関連 保証 (5号) 有 (1)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	一部 有	—	—	—

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考					
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他	
事業再生計画実施関連保証	<p>以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>② 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続(法第2条第22項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>⑫ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>	事業資金	ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る	280,000 組合 480,000	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有 0.80% ※借入金額 に対する保 証料率 責任共有外 1.00% ※保証委託 額に対する 保証料率	有 (1)	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	有	—	—	—

制 度 名	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割 引 料 率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 求 求 保 証 の 徴 徴	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保 険 料	その他
財務要件型無保証人保証	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者。 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が15%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。 (注)各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。	事業資金	280,000 組合 480,000	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	1.90%~0.45% ※借入金額 に対する保 証料率	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
危機関連保証	保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	経営の安定に必要な事業資金	280,000 組合 480,000 無担保無保証人保証 20,000 災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算した場合 560,000 組合 960,000 無担保無保証人保証 40,000	10年以内	0.80%	有 (1)	担保保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要	—	有	—	—	—
自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たすもの。 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	廃業計画の実施に必要な事業資金	30,000	1年以内 (かつ、終期は解散予定日より前)	1.90%~0.45% ※借入金額に対する保証料率	有 (1)、(2)	担保保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要	—	—	—	—	—

制度名	対象	資金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保 険 料	その他
事業承継サポート保証	<p>以下の全ての要件を満たすもの。</p> <p>(1) 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画(以下の全ての項目を記載しているものに限る。)を策定していること。</p> <p>①事業承継の種類 ②持株会社および事業会社の概要 ③持株会社の株主構成・出資比率 ④事業会社の計画実施前、実施後の株主構成・出資比率 ⑤持株会社および事業会社の収支計画 ⑥事業承継を行う背景・理由 ⑦持株会社方式および併用する他の事業承継手法による効果 ⑧事業会社の株式評価 ⑨資金調達方法を策定していること。</p> <p>(2) 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること。</p> <p>(3) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。</p> <p>(4) 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。</p> <p>(5) 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。</p>	<p>後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金(持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る)ただし、後継者が既に事業会社の発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する株式と合計して3分の2以上になる場合は、3分の2に満たない一括取得を可能とする</p>	280,000	15年以内	<p>初年度決算未到来の持株会社を対象とする場合、借入金額に対して1.15%</p> <p>初年度決算が到来している持株会社を対象とする場合、借入金額に対して1.90%~0.45%</p>	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保 険 料	その他
事業承継特別保証	<p>次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>(1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。</p> <p>① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>	<p>対象(1)にあたっては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの</p> <p>対象(2)にあたっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金</p>	280,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	借入金額に対し1.90%~0.45%	有 (1)、(2)ただし、専門家 が満たすものと 判断したときは、借 入金額に対し1.15%~ 0.20%は、適用しな い。 ただし、ガバ ナンス体制の 整備に関する チェック シートに掲げ る項目のうち、 確認が必要 な項目の全 てについて 専門家 が満たす ものと 判断した ときは、 借入金額 に対し1.15% ~0.20%	担保 保証人 必要に応じて徴求 不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考					
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他	
事業再生計画実施 関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	<p>以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>② 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続(法第2条第22項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>⑫ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>	事業資金	ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る	280,000 組合 480,000	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有 0.80% ※借入金額に対する保証料率 責任共有外 1.00% ※保証委託額に対する保証料率 ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ0.20%上乘せ	無	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要(免除対応を適用する場合は不要)	—	一部有	連合会	—	—

制 度 名	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割 引 料 率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 求 求 保 証 の 徴	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保 険 料	その他
スタートアップ創出促進保証	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。 (1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)(以下「法」という。)第2条第31項第3号)。 (2) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第31項第5号)。 (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第4号)。 (4) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第6号)。 (5) 法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)。	創業者が創業者である期間内に法第2条第30項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	35,000	10年以内	1.15%	有 (1)	担 保 不要 保証人 不要	-	有	連合会	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
事業者選択型経営者 保証非提供促進特別保証	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと。 ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5) 信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること。 ※1 「純資産の額≧0」であること。 ※2 「経常利益+減価償却≧0」であること。 ※3 中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。	事業資金	一般関係に係る保証について、80,000 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。)第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第5項第4号又は第5号の特定中小企業者に係るものについては、上記とは別に80,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	対象(3)①及び②のいずれにも該当する場合は、信用保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する 対象(3)①又は②のいずれか一方のみに該当する場合は又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する ※補助期間は制度創設から3年目までとし、具体的には、令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%とする	無	担保 不要 保証人 不要	-	-	連合会	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金		その他
										保証料	保険料	
プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。 ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと	事業資金 であつて、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金	280,000 組合 480,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90%～0.45% ※借入金額に対する保証料率	無	担保 保証人 必要に応じて徴求 不要	—	—	—	—	—
協調支援型特別保証制度	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	事業資金	280,000 組合 480,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90%～0.45% ※借入金額に対する保証料率	無	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	有	連合会	—	—
モニタリング強化型特別保証制度	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。	事業資金	280,000 組合 480,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90%～0.45% ※借入金額に対する保証料率	無	担保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	有	連合会	—	—
農工商等連携事業関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を実施するもの。	農工商等 連携事業 の実施の ため必要 となる設 備資金及 び運転資 金	1,280,000 組合 1,880,000	原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	新事業開拓 保証 1.30% 流動資産 担保保証 0.85% それ以外の 保証 0.95%	有 (1)、(2) 有 (1) 有 (1)	担保 保証人 8,000万円超は原則として 徴求 ただし、流動資産担保保 証利用の場合は、金額に かかわらず徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	流動資産 担保保証 の場合は 80% 保証

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考					
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他	
再挑戦支援保証	<p>以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日に行ったもの(産業競争力強化法(以下「法」という。)第129条第4項第2号)。</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者であっては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者)であっては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第31項第1号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第2号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第4号)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。</p> <p>②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。</p> <p>(5) 上記(3)に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの。</p> <p>② 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。</p>	<p>申込人が法第2条第31項第1号から第4号に規定する創業者である期間内に法第2条第30項第1号及び第2号に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金</p>	<p>一般無担保保険80,000以内 (1)35,000 (2)創業者の創業関連資金については、創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、35,000</p>	10年以内	0.95%	有 (1)	担保 保証人	不要 原則として法人代表者以外不要	—	有	—	—	—

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
経営承継関連保証	<p>次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた者。</p> <p>(1)会社である中小企業者(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下「申込人」という。)であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること</p> <p>①当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること</p> <p>②当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること</p> <p>③当該申込人の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと</p> <p>④仕入先(当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。)からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと</p> <p>⑤取引先金融機関(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。)との取引に係る支障が生じたこと</p> <p>⑥その他諸費用が生じたこと</p> <p>(2)個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること</p> <p>①当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること</p> <p>②当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること</p> <p>③当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと</p>	<p>①議決権株式の取得資金</p> <p>②事業用資産等の取得資金</p> <p>③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金</p> <p>④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭</p> <p>⑤運転資金</p>	280,000 ただし、特別小口保険に係る保証を利用する場合は20,000	運転設備 10年以内 15年以内	1.90%~0.45% ただし、特別小口保険の対象の場合は0.95%	有 (1)、(2) 有 (1)	担保保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要	-	-	-	-	特別小口保険の対象の場合は100%保証

制度名	対象	資金 使 途	保証 限 度 額 (千円)	保証 期 間	保証 料 率 (年率%)	割引 料 率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 求 め	備 考					
								借入金	損失補償	補給 金 保証料	保険料	その他	
経営承継関連保証	④仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと ⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと ⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと イ)当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 ロ)当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 ⑦その他諸費用が生じたこと												
商店街活性化事業関連保証	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施するもの。	商店街活性化事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	280,000 組合 480,000	原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	0.95%	有 (1)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	特別小口 保険の対象の 場合は100% 保証	
商店街活性化支援事業関連保証	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号。)第6条第1項に規定する商店街活性化支援事業計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた以下に掲げるものであって、認定商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施するもの。 ①一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。) ②一般財団法人(設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る) ③特定非営利活動法人(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。)	商店街活性化支援事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金	280,000	原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担 保 保証人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	—	—	—	

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考							
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他			
経営力向上関連保証	<p>次のいずれかに該当する特定事業者(注)。</p> <p>(1) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。</p> <p>(2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 法第17条第1項に規定する経営力向上計画(認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。)を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。</p> <p>ア 資産超過であること。</p> <p>イ EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること。</p> <p>② 申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>(注) この保証における特定事業者は、以下に限られる。</p> <p>① 特定事業者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの。</p> <p>② 特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。</p> <p>③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。</p>	<p>認定経営力向上計画に従って行われる事業資金のうち、次に掲げるものに係る資金</p> <p>対象(1)の場合、新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金、事業承継等に必要資金又は事業承継等事前調査に必要な資金</p> <p>対象(2)の場合、事業承継等に必要資金</p>	880,000 組合 1,680,000	原則として 運転 5年以内 設備 7年以内	<p>新事業開拓保証 1.30%</p> <p>海外投資関係保証 1.30%</p> <p>上記以外の保証 0.95%</p>	有 (1)、(2)	有 (1)、(2)	有 (1)	担保保証人	必要に応じて徴求 原則として法人代表者以外不要 ただし、対象(2)に該当する場合は不要	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
特定経営承継関連保証	<p>次の(1)から(6)のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者。</p> <p>(1) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。</p> <p>(2) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>(3) 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>(4) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。</p> <p>(5) 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。</p> <p>(6) その他諸費用が生じたこと。</p>	<p>中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金</p>	280,000	<p>運転 10年以内</p> <p>設備 15年以内</p>	<p>1.90%~0.45%</p> <p>ただし、特別小口保険の対象の場合は、特別小口保険の信用保証料率に準ずる。</p>	<p>有(2)</p> <p>有(1)</p>	<p>担保保証人</p> <p>必要に応じて徴求原則として認定中小企業者以外不要</p>	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
経営承継準備関連保証	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者。</p> <p>(1) 会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下同じ。)であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「法」という。)第12条第1項第1号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下(2)①及び(3)①アにおいて同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①及び(3)①アにおいて同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>② 他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下(2)②及び(3)①イにおいて同じ。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第12条第1項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>② 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(3) 会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。</p> <p>① 次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>ア 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>イ 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p>	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるもの取得するために必要な資金</p> <p>①他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>②他の中小企業者(会社に限る)の株式等(当該株式等取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る)</p>	280,000	<p>運転 10年以内</p> <p>設備 15年以内</p>	<p>借入金額に対し1.90%～0.45%</p> <p>ただし、特別小口保険の対象の場合は、特別小口保険の信用保証料率に準ずる。</p>	<p>有(1)、(2)</p> <p>有(1)</p>	<p>担保保証人</p> <p>必要に応じて徴求原則として法人代表者又は他の中小企業者(会社に限る)以外不要</p> <p>ただし、対象(3)を満たす場合は不要</p>	-	-	-	-	-

制度名	対象	資金 使 途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴 求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
経営承継準備関連保証	<p>ウ 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a 資産超過であること</p> <p>b EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>											
特定経営承継準備関連保証	<p>次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人。</p> <p>(1) 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限る。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。</p> <p>(2) 他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。</p>	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるもの取得するために必要な資金</p> <p>①他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>②他の中小企業者(会社に限る)の株式等(当該株式等取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る)</p>	280,000	<p>運転 設備</p> <p>10年以内 15年以内</p>	1.15%	有 (2)	<p>担保 保証人</p> <p>必要に応じて徴求 原則として他の中小企業者(会社に限る)以外不要</p>	—	—	—	—	—

制度名	対象	資金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考					
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他	
経営承継借換関連保証	<p>次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)</p> <p>(1) 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。</p> <p>② 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>ア 資産超過であること</p> <p>イ EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること</p> <p>③ 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。</p> <p>(2) 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>(3) 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)	280,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	借入金額に対し1.90%～0.45% (特別小口保険の対象の場合は、特別小口保険の信用保証料率に準ずる。) ただし、事業承継時判断材料チェックシートの①から④までに掲げる項目の全てについて専門家が満たすものと判断したときは、借入金額に対し1.15%～0.20% なお、中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第21条各号に定める事由に該当する場合は、特別小口保険にかかる保証を利用する場合は、借入金額に対し1.15%～0.20%の適用は行わない。	有 (1)、(2) ただし、 専門家が満たすものと判断したときは、借入金額に対し1.15%～0.20%は、適用しない。 有 (1)	担保 保証人	必要に応じて徴求 不要	—	—	—	—	—

制度名	対象	資金 使 途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担保又は保証人の 保証の徴 求	備考				
								借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料	その他
地域経済牽引事業関連保証	<p>次のいずれかに該当する特定事業者(注)。</p> <p>(1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの。</p> <p>(2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画(次のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの。</p> <p>ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。</p> <p>イ 事業承継等の内容及び実施時期。</p> <p>ウ 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a 資産超過であること。</p> <p>b $EBITDA \text{ 有利子負債倍率} = \frac{\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}}{\text{営業利益} + \text{減価償却費}}$ が10倍以内であること。</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 地域経済牽引事業計画について承認を得た後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>(注) この保証における特定事業者は、以下に限られる。</p> <p>① 特定事業者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの。</p> <p>② 特定事業者(法第15条により特定事業者とみなされたものを含む。)であって、法第19条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。</p> <p>③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第10条の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。</p>	<p>対象(1)の場合、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業を行うために必要な資金</p> <p>280,000</p> <p>対象(2)の場合、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金</p>	10年以内	0.80%	有 (1)	担保 保証人	必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要 ただし、対象(2)に該当 する場合は不要	-	-	-	-	-

制 度 名	対 象	資 金 途 使	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割 引 料 率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 徴 求	備 考					
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保 険 料	その他	
県 中 小 企 業 円	中小企業振興貸付	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	運 設 20,000 設 備 40,000 合 算 限 度 40,000	運 設 5年以内 設 備 10年以内	1.35%~0.45%	有 (1)、(2)	担 保 保 証 人 必要に応じて徴求 原則として法人代表者 以外不要	—	—	有	—	—
業 円	短期運転貸付	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	5,000 組 合 10,000	1年以内	1.35%~0.45%	有 (1)、(2)	担 保 保 証 人 原則として不要 原則として法人代表者 以外不要	—	—	有	—	—
滑 化 資 金	小規模事業者 一般資金	(1)常時使用する従業員数が20人以下(商業、 サービス業5人以下)の小規模企業者 (2)県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	20,000	運 設 7年以内 設 備 10年以内	1.35%~0.45%	有 (1)、(2)	担 保 保 証 人 原則として不要 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
保 証 付	小口事業資金	(1)常時使用する従業員数が20人以下(商業、 サービス業5人以下)の小規模企業者 (2)県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	20,000 <既存残高との合算後> ただし、特別小口保険に係る 保証を利用する場合は 20,000	運 設 5年以内 設 備 10年以内	0.60% ただし、特別 小口保険の 対象の場合 は 0.71%	有 (1)、(2) 有 (1)	担 保 保 証 人 原則として不要 原則として法人代表者 以外不要 特別小口保険に係る保証を利用す る場合は、担保、保証人共に不要	—	有	有	—	—

制 度 名	対 象	資 金 途 使	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割 引 料 率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他
県 中 小 企 業 特 別 対 策 資 金 保 証	創 業 資 金	運 設	35,000	10年以内	運 転0.30% 設 備0.00% 借 換0.60%以 内 た だ し、ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 促 進 保 証 を 用 い る 場 合、0.2%上乗 せ	有 (1)、(2)	担 保 必 要 に 応 じ て 徴 求 保 証 人 原 則 と し て 法 人 代 表 者 以 外 不 要 ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 促 進 保 証 を 利 用 す る 場 合 は、担 保、保 証 人 共 に 不 要	-	有	有	-	-
	新 事 業 等 展 開 資 金	運 設	新事業活動促進 運 転20,000 設 備50,000 合 算 限 度 50,000 借 換80,000 組 合 等 運 転40,000 設 備200,000 合 算 限 度200,000 借 換80,000 「新事業活動に取り組む(県 内の事業に限る)にあたり、国 や地方自治体、公的機関等 からその事業に係る補助金の 交付決定を受けている中小企 業者は、補助金交付を上限に 運 転80,000 事業転換 運 転20,000 設 備50,000 合 算 限 度 50,000 借 換80,000 DX事業活動促進 運 転20,000 設 備50,000 合 算 限 度 50,000 借 換80,000	運 転 7年以内 (「新事業活動に 取り組む(県内の 事業に限る)にあ たり、国や地方自 治体、公的機関 等からその事業 に係る補助金の 交付決定を受けて いる中小企業 者は、補助金交 付額を上限に運 転資金8,000万円 まで」の場合、運 転資金2年以内) 設 備 10年以内 (不動産取得を 主とするものは 15年以内) 借 換 10年以内	新事業活動 促進・事業転 換 運 転0.30% 設 備0.00% た だ し、知 的 資 産 経 営 報 告 書 等 を 作 成 し、新 事 業 活 動 に 取 り 組 む 中 小 企 業 者 の 場 合、設 備・運 転 と も に 0.00% 借 換 0.60%以 内 DX事業活動 促進 設 備・運 転 と も に 0.00% 借 換 0.60% 以 内	有 (1)、(2)	担 保 必 要 に 応 じ て 徴 求 保 証 人 原 則 と し て 法 人 代 表 者 以 外 不 要	-	有	-	-	-

制 度 名	対 象	資 金 途 使	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割 引 料 率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他
県 中 小 創 生 企 業	事業承継資金	運 設 転 備	50,000	運 転 7年以内 設 備 10年以内 (不動産取得を 主とするものは 15年以内)	0.00%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
		運 設 転 備	50,000	10年以内	0.00%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 不要	—	有	有	—	—
	貸 付 設 備 支 援 資 金	設 備	80,000	10年以内 (不動産取得を 主とするものは 15年以内)	0.00%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
別 対 策 強 化 金	経営環境変化対応資金	運 設 転 備	運 転20,000、設備50,000 合算限度 50,000 企業立地、観光振興、食品産 業品質管理高度化促進(HA CCP)対策は 運 転20,000、設備100,000 合算限度 100,000 UD化、耐震診断・改修、消費 税、キャッシュレス対策は 運 転20,000、設備80,000 合算限度 80,000 組合等 運 転40,000、設備200,000 合算限度 200,000	運 転 7年以内 設 備 10年以内 (不動産取得を 主とするものは 15年以内)	1.35%~0.45% 設備0.00%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
証 付	人材確保応援資金	運 設 転 備	50,000	運 転 7年以内 設 備 10年以内	運 転0.30% 設 備0.00%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—

制 度 名	対 象	資 金 途 途	保 証 限 度 額 (千円)	保 証 期 間	保 証 料 率 (年率%)	割引料率 適用(※)	担 保 又 は 保 証 人 の 徴 求	備 考					
								借入金	損失補償	補 給 金 保証料	保険料	その他	
県 中 小 企 業 安 特 別 対 策 資 金 貸 付 保 証	経 営 改 善 資 金	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	50,000	10年以内	0.60%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
	事 業 再 生 資 金 (事 業 再 生 要 綱)	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	50,000	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	1.20%~0.45%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 ただし、原則として融資 対象物件 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
	セーフティネット資金	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	80,000	10年以内	0.60%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
	条 件 変 更 改 善 型 借 換 資 金	県要綱第3条に係る中小企業者	運 転	80,000	15年以内	0.60%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 ただし、原則として融資 対象物件 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
	災 害 復 旧 資 金	県要綱第3条に係る中小企業者	運 設 転 備	60,000 ただし、被害金額の範囲内 ※ 被害金額とは別に、既往 の災害復旧資金の保証残高 に限り、借換を認める。	10年以内	0.00%	有 (1)、(2)	担 保 必要に応じて徴求 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	有	有	—	—
市 町 小 口 資 金 保 証	市町内に事業所を有し、同一業種を1年以上営む もので、市町税その他納税を完納しているもの。	運 設 転 備	5,000 ~30,000	10年以内	1.90%~0.45%	有 (1)、(2)	担 保 原則として不要 保証人 原則として法人代表者 以外不要	—	—	有	—	—	

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

ロ 保証料率等

(単位 年率 %)

区 分	料 率	基 本	特 別		平 均	備 考
			最 高	最 低		
保 証 料		責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% ただし、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。	2.65	0.15	0.67	
調 査 料		—	—	—	—	—
延 滞 保 証 料		3.65	—	—	—	—
損 害 金		14.00	—	—	—	—

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

(注) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	3,796	40,739
保 証 申 込 取 消	363	4,191
保 証 承 諾	3,270	32,217
保 証 後 取 消	91	1,104
償 還	2,310	31,937
保 証 債 務	14,322 (597)	133,360 (△ 4,067)
所 定 期 限 経 過 債 務	15 (11)	222 (201)
代 位 弁 済	210	1,947
回 収	1	29
求 償 権 償 却	170	1,692
求 償 権	216 (39)	753 (227)

(注) ()内は前期末残高との比較。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	1,181	15,738
第二地方銀行協会加盟行	952	7,902
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	863	6,338
信 用 協 同 組 合	270	2,150
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	4	88
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
信 託 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	3,270	32,217

(注) 信用金庫及び信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(口) 金額別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	241	215
100万円超 200万円以下	417	739
200万円超 300万円以下	421	1,182
300万円超 500万円以下	720	3,247
500万円超 1,000万円以下	748	6,272
1,000万円超 1,500万円以下	208	2,861
1,500万円超 2,000万円以下	172	3,248
2,000万円超 3,000万円以下	148	4,077
3,000万円超 5,000万円以下	144	6,410
5,000万円超 6,000万円以下	4	228
6,000万円超 7,000万円以下	8	535
7,000万円超 8,000万円以下	33	2,628
8,000万円超 10,000万円以下	6	575
10,000万円超 20,000万円以下	0	0
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
合 計	3,270	32,217

(ハ) 期間別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
3月以内	47	227
3月超 6月以内	84	907
6月超 1年以内	478	7,813
1年超 2年以内	103	1,235
2年超 3年以内	178	494
3年超 4年以内	88	258
4年超 5年以内	832	4,592
5年超 7年以内	738	5,316
7年超 10年以内	632	8,706
10年超	90	2,670
計	3,270	32,217

(ニ) 資金使途別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	997	10,873
運 転 資 金	2,273	21,344
そ の 他	0	0
計	3,270	32,217

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位 百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	600	10,044
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	12	488
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
体 質 強 化	0	0
国 際 経 済	0	0
事 業 転 換	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	9	240
カ ー ド ロ ー ン	32	190
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	3	13
流 動 資 産 担 保 融 資	10	290
事 業 再 生	7	163
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	1,763	8,368
設 備	24	280
長 期	76	1,137
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	1	8
そ の 他	729	10,868
計	2,666	22,045
社 債 引 受 保 証	4	128
合 計	3,270	32,217
追 認	0	0
根 保 証	4	73

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位 百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		3,270	32,217
支 所			
	計		
合 計		3,270	32,217

ハ 代位弁済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位 千円)

保証承諾年度 \ 区 分	件 数	金 額
7年度	4	15,831
6年度	16	185,511
5年度	42	400,582
4年度	17	82,772
3年度	14	85,514
2年度	79	742,731
元年度 以前	38	434,421
計	210	1,947,362

(ロ) 金融機関別代位弁済

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	94	991, 719
第二地方銀行協会加盟行	52	475, 850
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	45	338, 978
信 用 協 同 組 合	19	140, 816
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	0	0
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
信 託 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	210	1, 947, 362

(注) 信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	13	129,246
特 別 保 証		
災 害	2	9,860
経 営 安 定 関 連	101	1,096,478
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	3	37,067
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
体 質 強 化	0	0
国 際 経 済	0	0
事 業 転 換	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	0	0
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	0	0
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	45	266,824
設 備	2	14,425
長 期	6	60,963
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	38	332,499
計	197	1,818,116
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	210	1,947,362
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位 千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
7年度		0	0
6年度		0	2,257
5年度		0	1,891
4年度		0	12,338
3年度		0	238
2年度		1	55,448
元年度		0	3,479
30年度		0	11,110
29年度		0	6,478
28年度		1	3,017
27年度以前		40	232,783
計		42	329,039

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位 千円)

代位弁済年度	区 分	件 数	金 額
7年度		0	6,365
6年度		2	75,007
5年度		0	23,241
4年度		1	15,640
3年度		0	4,680
2年度		0	4,244
元年度		1	1,425
30年度以前		38	198,437
計		42	329,039

(8) 債権譲受業務の状況

(単位 千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位 千円)

フ ァ ン ド 名	無
構 成 総 額	0
出 資 額	0

2 令和7年度収支計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

科 目	金 額
経 常 収 入	1,733,832,962
保 証 料	895,489,784
預 け 金 利 息	14,108,323
有 価 証 券 利 息 配 当 金	162,555,930
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 補 助 金	6,461,510
事 務 補 助 金	430,636,509
責 任 共 有 負 担 金	219,815,000
雑 収 入	4,765,906
経 常 支 出	1,318,302,964
業 務 費	687,944,700
役 職 員 給 与	320,852,690
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	50,198,430
そ の 他 人 件 費	98,151,330
旅 費	2,246,184
事 務 費	100,567,077
賃 借 料	2,909,334
動 産 ・ 不 動 産 償 却	41,482,715
信 用 調 査 費	133,411
債 権 管 理 費	13,923,633
指 導 普 及 費	30,584,250
負 担 金	26,895,646
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	628,521,494
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	1,836,770
経 常 収 支 差 額	415,529,998
経 常 外 収 入	2,730,176,928
償 却 求 償 権 回 収 金	47,940,548
責 任 準 備 金 戻 入	943,632,663
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	182,360,780
求 償 権 補 填 金 戻 入	1,556,242,937
保 険 金	1,349,445,097
損 失 補 償 補 填 金	206,797,840
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	2,868,118,076
求 償 権 償 却	1,691,825,014
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	0
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	8,556,687
責 任 準 備 金 繰 入	948,379,104
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	219,357,271
そ の 他 支 出	0
経 常 外 収 支 差 額	△ 137,941,148
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	45,036,823
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	322,625,673
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	161,312,000
基 本 財 産 繰 入 額	161,313,673

3 貸借対照表(令和8年3月31日現在)

(単位 円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	227,600	基 本 財 産	13,240,924,288
現 金	227,600	基 金	4,343,315,100
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,897,609,188
預 け 金	4,404,817,026	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,035,445,503
普 通 預 金	686,619,114	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	948,379,104
定 期 預 金	3,715,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	219,357,271
郵 便 貯 金	3,197,912	退 職 給 与 引 当 金	506,439,420
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	16,445,303,770
有 価 証 券	14,101,943,840	保 証 債 務	133,360,359,225
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	1,100,000,000	保 険 金	0
社 債	12,999,943,840	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	2,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	513,838,461	雑 勘 定	2,213,191,852
事 業 用 不 動 産	468,709,997	仮 受 金	1,285,410
事 業 用 動 産	45,128,464	保 険 納 付 金	30,063,506
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	13,512,016
建 設 仮 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	2,167,884,285
損 失 補 償 金 見 返	16,445,303,770	未 払 保 険 料	446,635
保 証 債 務 見 返	133,360,359,225	未 払 費 用	0
求 償 権	753,009,671	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	389,900,840		
仮 払 金	2,883,311		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	78,595,200		
連 合 会 勘 定	241,753		
未 収 利 息	53,870,643		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	254,309,933		
合 計	169,969,400,433	合 計	169,969,400,433

4 財産目録(令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	227,600	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	4,404,817,026	責 任 準 備 金	948,379,104
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	219,357,271
有 価 証 券	14,101,943,840	退職給与引当金	506,439,420
動 産 ・ 不 動 産	513,838,461	損 失 補 償 金	16,445,303,770
損失補償金見返	16,445,303,770	保 証 債 務	133,360,359,225
保証債務見返	133,360,359,225	求償権補填金	0
求 償 権	753,009,671	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	2,213,191,852
雑 勘 定	389,900,840		
合 計	169,969,400,433	合 計	153,693,030,642
		正 味 財 産	16,276,369,791